



199

(地Ⅲ12)

平成23年4月12日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
保坂 シゲリ

新型インフルエンザ (A/H1N1) に係る季節性インフルエンザ対策への移行について

標記の件につきまして、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部より都道府県衛生主管部局等宛事務連絡がなされました。

今般の新型インフルエンザ (A/H1N1) については、平成23年3月23日付 (地Ⅲ232F) 文書でお知らせしましたとおり、平成23年3月31日をもって感染症法における新型インフルエンザ等感染症から、通常季節性インフルエンザに移行し、4月1日以降、「インフルエンザ (H1N1) 2009」という名称を使用することとなりました。

また、これに伴う今般の新型インフルエンザに係る事務連絡の取扱い及び今後のサーベイランスについては別添のとおりとなりました。

つきましては、本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関に対し周知いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

事務連絡

平成 23 年 3 月 31 日

各
都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部局 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について

新型インフルエンザ（A/H1N1）対策については、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）については、平成 23 年 3 月 31 日をもって、感染症法第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、「新型インフルエンザ等感染症」でなくなった旨の厚生労働大臣による公表（別添 1）を行いましたのでご連絡いたします。

また、「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について（事前の情報提供）」（平成 23 年 3 月 18 日付け厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡）でご連絡した通り、厚生労働省としては、平成 23 年 4 月 1 日以降、「インフルエンザ（H1N1）2009」という名称を使用することといたしますので、住民への広報において混乱なきようご対応をお願いいたします。

上記公表に伴い、これまでに発出した今般の新型インフルエンザに係る事務連絡の取扱いについては、下記の通りといたしますのでご確認をお願いいたします。

記

1. 事務連絡の取扱いについて

- (1) 今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）に関して、平成 21 年 4 月 28 日から平成 23 年 3 月 30 日の間に「厚生労働省新型インフルエンザ対策本部事務局」より発出された事務連絡については、廃止とする。
- (2) ただし、「政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の都道府県への放出手順について」（平成 21 年 7 月 9 日付け厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡）については、別添 2 のとおり、引き続き有効である。

2. サーベイランスについて

平成 23 年 4 月 1 日以降のサーベイランス体制につきましては、別途、「インフルエンザに係るサーベイランスについて」（平成 23 年 3 月 31 日付け健感発 0331 第 1 号健康局結核感染症課長通知）において示しておりますので、参照されたい。

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る 季節性インフルエンザ対策への移行について

【今シーズンの状況と季節性インフルエンザ対策への移行について】

今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）については、昨年3月31日に、最初の流行（いわゆる「第一波」）は沈静化したとの発表をいたしました。その後も、再流行の可能性は続いていることなどを踏まえ、引き続き、重症患者増加の可能性等を踏まえた医療体制の構築や、感染予防の呼びかけ等に努めるとともに、新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種事業やサーベイランスを継続して実施し、その流行状況等を注視してまいりました。

新型インフルエンザ（A/H1N1）の今シーズン（2010/2011シーズン）の流行状況については、12月半ばに流行入りした後、1月末には流行のピークを迎え、現在は流行がほぼ治まった状況となっております。今シーズンの流行状況を注視してきたところ、お亡くなりになった方や重症患者の方が昨シーズンに比べて高い年齢層に移ってきているほか、新型インフルエンザ（A/H1N1）のウイルスに加え、A香港型やB型のウイルスも検出されているなど、季節性インフルエンザと異なる大きな流行等の特別の事情は確認されませんでした。

このような状況を踏まえ、本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の2第3項の規定に基づき、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなったことを公表いたします。これにより、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）については、通常^{エイチイチエヌイチ}の季節性インフルエンザ^{ニセンキユウ}として取扱い、その対策も通常^{エイチイチエヌイチ}のインフルエンザ^{ニセンキユウ}対策に移行します。また、明日4月1日以降、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」とすることといたしました。

これまでの間、医療機関や都道府県・市町村のご担当者の皆様をはじめ、多くの関係者や国民の皆様のご理解・ご協力のもと、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）の対策に取り組んでまいりました。医療現場で献身的にご努力いただいた医療関係者の皆様や、手洗い・咳エチケットなど日常的な感染防止に取り組んでいただいた国民の皆様をはじめ、多くの方々に、改めて感謝を申し上げます。

【今後に向けて】

厚生労働省における新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応については、これまで、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部における体制強化のもと取り組んでまいりましたが、新型インフルエンザ（A/H1N1）について、省全体で緊急的かつ総合的に対処すべき事態は終息したことから、通常のインフルエンザ対策として対応する体制に移行することといたします。

本日をもって、通常の季節性インフルエンザ対策に移行することになりますが、新型インフルエンザはいつ発生するか分からず、常にこれに備えておく必要があります。このため、政府では、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験等を踏まえ、新型インフルエンザ対策行動計画の見直しに引き続き取り組んでいくこととしています。

また、季節性インフルエンザは、毎年冬に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えている我が国最大の感染症の一つであり、今後とも、感染予防や医療の確保が重要です。国民の皆様におかれては、日頃から、手洗い、咳エチケットなど感染防止への取組に努めていただきますようお願い申し上げます。厚生労働省としては、サーベイランス体制を強化して、インフルエンザの発生・流行状況を注視し、関係者の皆様に正確な情報を迅速にお伝えするほか、インフルエンザ対策についての普及啓発等に引き続き取り組んでまいります。

今後とも、医療関係者、都道府県・市町村、国民の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

平成 23 年 3 月 31 日
厚生労働大臣 細川 律夫

事務連絡

平成21年7月9日

各都道府県 衛生主管部（局）

抗インフルエンザウイルス薬備蓄担当者 殿

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の
都道府県への放出手順について

標記については、「政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の都道府県への放出方法等について」（平成19年9月28日付け医政経発第0928003号、健感発第0928003号厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長通知）により、基本的な考え方等を連絡しているところですが、今般、具体的な放出手順について、別添「政府備蓄抗インフルエンザウイルス薬放出手順書（以下「手順書」という。）」のとおりとりまとめましたのでお知らせします。今後、政府備蓄抗インフルエンザウイルス薬の補充を要請する際には、手順書に沿って処理を進めてください。

なお、この内容については、社団法人日本医薬品卸業連合会あて、別添（写）のとおり連絡したことを申し添えます。

また、手順書別表1（都道府県補充要請担当者一覧）作成のため、同表の項目内容について、下記照会先まで登録をお願いします。（既に、「新型インフルエンザ対応として医薬品を送る際の担当者」について各都道府県にファクシミリで照会をしており、補充要請担当者がその際の回答と同じ場合には、登録は不要です。）

照会先 健康局結核感染症課
Tel.03-3595-2257 Fax.03-3581-6251

別添（写）

事 務 連 絡

平成 21 年 7 月 9 日

社団法人日本医薬品卸業連合会 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の
都道府県への放出手順について

標記については、「政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の都道府県への放出手順等について」（平成 19 年 9 月 28 日付け医政経発第 0928004 号、健感発第 0928004 号厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長通知）により、基本的な考え方を連絡しているところですが、今般、具体的な放出手順について、別添「政府備蓄抗インフルエンザウイルス薬放出手順書（以下「手順書」という。）」のとおりとりまとめましたのでお知らせします。今後、政府備蓄抗インフルエンザウイルス薬が放出される際には、手順書に沿って処理を進められるよう各都道府県幹事御あて周知願います。

なお、この内容については、各都道府県担当者あて、別添（写）のとおり連絡したことを申し添えます。

また、お手数ですが、手順書別表 2（都道府県幹事御荷受責任者一覧）作成のため、同表の項目内容について貴連合会においてお取りまとめいただき、下記照会先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

照会先 健康局結核感染症課
Tel.03-3595-2257 Fax.03-3581-6251

政府備蓄抗インフルエンザウイルス薬放出手順書

1 各都道府県が政府備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬の当該都道府県への補充を要請する際は、次の要領で行う。

- (1) 各都道府県の補充要請担当者は、**厚生労働省補充要請窓口** へ、ファックス又はE-MAILで **補充要請書(様式1)** を送付することにより、補充要請を行う。
その際、補充要請書(様式1)の右上にある **要請番号** 欄に次の要領で番号を記入してください。その他は別添の記載例を参考にしてください。

(記入例) 沖縄県の第1回補充要請の場合

47-01

都道府県番号 ↑ ↑ 何回目の要請に当たるかを2桁、前0(ゼロ)で

【厚生労働省補充要請窓口】

健康局結核感染症課
電話：03-3595-2257
FAX：03-3581-6251

- (2) 各都道府県の補充要請担当者は、補充要請書を送付後、厚生労働省補充要請窓口の担当者まで、**必ず電話にて補充要請書の到達を確認する。**
- 2 厚生労働省が政府備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬の都道府県への放出を行う際は、次の要領で行う。

- (1) 厚生労働省補充要請窓口の担当者は、補充要請書の内容を確認し、適当と認められる時は、あらかじめ定める決裁手続きを経て当該都道府県への放出を決定する。

- (2) 厚生労働省補充要請窓口の担当者は、放出決定後、都道府県の補充要請担当者あて、ファックス又は E-MAILで放出の決定を連絡する。
- (3) 厚生労働省補充要請窓口の担当者は、放出決定の連絡を送付後、必ず電話にて決定の連絡の到達を確認する。
- (4) 厚生労働省補充要請窓口の担当者は、本部事務局長の決定を受けて、政府備蓄抗インフルエンザウイルス薬の 保管業者の出荷連絡窓口 あて、ファックス又は E-MAILで 出荷指図書(様式2) を送付することにより、出荷の指示を行う。
- (5) 厚生労働省補充要請窓口の担当者は、出荷指図書を送付後、保管業者の出荷担当窓口まで、必ず電話にて出荷指図書の到達を確認する。
- 3 保管業者が政府備蓄抗インフルエンザウイルス薬の各都道府県幹事卸への出荷を行う際は、次の要領で行う。
- (1) 保管業者の出荷連絡窓口担当者は、出荷指図書の内容を確認し、社内手続きを経て都道府県幹事卸への政府備蓄抗インフルエンザウイルス薬の出荷を行う。
- (2) 保管業者の出荷連絡窓口担当者は、政府備蓄抗インフルエンザウイルス薬の出荷後、速やかに、厚生労働省補充要請窓口 あて、ファックス又は E-MAILで 出荷通知書(様式3) を送付する。
- (3) 保管業者の出荷連絡窓口担当者は、出荷通知書を送付後、厚生労働省補充要請窓口まで、必ず電話にて出荷通知書の到達を確認する。
- 4 厚生労働省から各都道府県及び都道府県幹事卸への政府備蓄抗インフルエンザウイルス薬の出荷についての連絡は、次の要領で行う。
- (1) 厚生労働省補充要請窓口の担当者は、出荷通知書を受領後、速やかに 都道府県の補充要請担当者(別表1) あて、ファックス又は E-MAILで 出荷通知書(写) を送付する。
- (2) 厚生労働省補充要請窓口の担当者は、出荷通知書(写)を送付後、都道府県の補充要請担当者まで、必ず電話にて出荷通知書(写)の到達を確認する。

(3) 厚生労働省補充要請窓口の担当者は、出荷通知書を受領後、速やかに、**都道府県幹事卸の荷受責任者(別表2)** へ、ファックス又は E-MAIL で **出荷通知書(写)** を送付する。

(4) 厚生労働省補充要請窓口の担当者は、出荷通知書の写しを送付後、都道府県幹事卸の荷受責任者まで、**必ず電話にて出荷通知書(写)の到達を確認する。**

5 **都道府県幹事卸**が政府備蓄抗インフルエンザウイルス薬の荷受を行う際には、次の要領で行う。

(1) 都道府県幹事卸の荷受責任者は、政府備蓄抗インフルエンザウイルス薬の着荷があった場合には、出荷通知書(写)と照らして着荷を確認する。

(2) 都道府県幹事卸の荷受責任者は、着荷確認後、速やかに、**厚生労働省補充要請窓口** へ、ファックス又は E-MAIL で **着荷報告書(様式4)** を送付する。

(3) 都道府県幹事卸の荷受責任者は、着荷報告書を送付後、厚生労働省補充要請窓口まで、**必ず電話にて着荷報告書の到達を確認する。**

(4) 都道府県幹事卸の荷受責任者は、着荷報告書送付後、速やかに、**都道府県の補充要請担当者(別表1)** へ、ファックス又は E-MAIL で **着荷報告書(様式4)** を送付する。

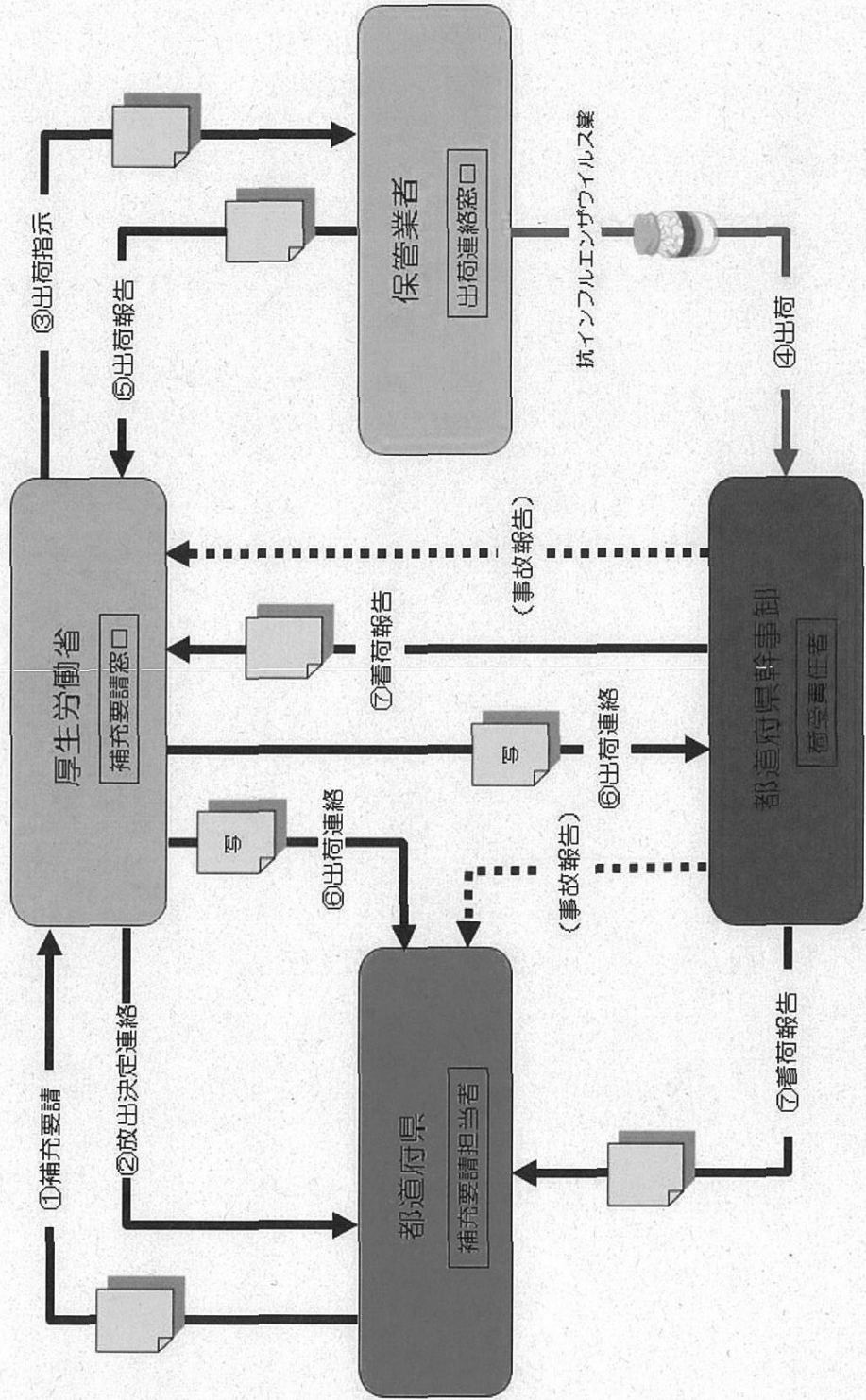
(5) 都道府県幹事卸の荷受責任者は、着荷報告書を送付後、都道府県の補充要請担当者まで、**必ず電話にて着荷報告書の到達を確認する。**

(6) 都道府県幹事卸の荷受責任者は、**着荷予定日に着荷がない場合、着荷の内容(種類・量等)に間違いがある場合**には、速やかに、**厚生労働省補充要請窓口** 及び **都道府県の補充要請担当者**まで、**電話にてその旨連絡する。**

6 その他

(1) 各都道府県は、都道府県幹事卸から着荷報告書の受領後、都道府県幹事卸との間で、補充を受けた政府備蓄抗インフルエンザウイルス薬の当該都道府県内における放出について協議を行う。

政府備蓄抗インフルエンザウイルス薬 放出手順図



都道府県補充要請担当者一覧

(別表1)

No.	都道府県	所属	氏名	電話番号	(携帯番号)	FAX番号	E-MAIL
1	北海道	〇〇〇部△△△△課××××係	●●●● ▲▲▲▲	000-111-2222	[090-0000-9999] [080-9999-0000]	000-999-8888	hokkai@hokkaido.pref.jp
2	青森						
3	岩手						
4	宮城						
5	秋田						
6	山形						
7	福島						
8	茨城						
9	栃木						
10	群馬						
11	埼玉						
12	千葉						
13	東京						
14	神奈川						
15	新潟						
16	富山						
17	石川						
18	福井						
19	山梨						
20	長野						
21	岐阜						
22	静岡						
23	愛知						
24	三重						
25	滋賀						
26	京都						
27	大阪						
28	兵庫						
29	奈良						
30	和歌山						
31	鳥取						
32	島根						
33	岡山						
34	広島						
35	山口						
36	徳島						
37	香川						
38	愛媛						
39	高知						
40	福岡						
41	佐賀						
42	長崎						
43	熊本						
44	大分						
45	宮崎						
46	鹿児島						
47	沖縄						

都道府県幹事卸荷受責任者一覧

(別表2)

No.	都道府県	会社名	所属	氏名	電話番号	(携帯電話)	FAX番号	E-MAIL
1	北海道	××××薬品(株)	〇〇〇〇部△△△△課	●●●●	000-111-2222	[090-0000-9999]	000-999-8888	kanjioroshi@batsubatsuyakuhin.co.jp
2	青森							
3	岩手							
4	宮城							
5	秋田							
6	山形							
7	福島							
8	茨城							
9	栃木							
10	群馬							
11	埼玉							
12	千葉							
13	東京							
14	神奈川							
15	新潟							
16	富山							
17	石川							
18	福井							
19	山梨							
20	長野							
21	岐阜							
22	静岡							
23	愛知							
24	三重							
25	滋賀							
26	京都							
27	大阪							
28	兵庫							
29	奈良							
30	和歌山							
31	鳥取							
32	島根							
33	岡山							
34	広島							
35	山口							
36	徳島							
37	香川							
38	愛媛							
39	高知							
40	福岡							
41	佐賀							
42	長崎							
43	熊本							
44	大分							
45	宮崎							
46	鹿児島							
47	沖縄							

様式2

要請番号	—
------	---

抗インフルエンザウイルス薬 出荷指図書

厚生労働省



保管業者

指図日	平成	年	月	日	時
-----	----	---	---	---	---

品名	LOT NO.	有効期限	出荷数量(カートン数)

納入日	平成	年	月	日	時
納入先					
納入先住所	〒				
幹事卸 荷受責任者 ※TELには携帯電話も記載のこと	所属: 氏名: TEL: FAX: E-MAIL:				

上記のとおり出荷をお願いします。

平成 年 月 日

出荷指示確認者	出荷指示者

様式3

※ 要請番号	—
-----------	---

※対応する出荷指図書番号を記入

抗インフルエンザウイルス薬 出荷通知書

保管業者



厚生労働省

発送日	平成 年 月 日 時
-----	------------

品名	LOT NO.	有効期限	納品数量(カートン数)

納入日	平成 年 月 日 時
運送トラック	輸送会社名: 乗務員名: 車番:
納入先	
納入先住所	〒
幹事卸 荷受責任者	所属: 氏名: TEL:

上記のとおり出荷しました。

平成 年 月 日

出荷確認者	出荷責任者

様式4

※ 要請番号	—
-----------	---

※対応する出荷報告書の番号を記入

抗インフルエンザウイルス薬 着荷報告書

幹事卸



厚生労働省・都道府県

都道府県名	
着荷日	平成 年 月 日 時

品名	LOT NO.	有効期限	納品数量(カートン数)

【 合 計 】

タミフル	カートン	カプセル(人分)
リレンザ	カートン	ブリスター(人分)

幹事卸 荷受責任者 ※TEL には携帯電話も記載のこと	社名:
	所属:
	氏名:
	TEL:
	FAX:
	E-MAIL:

上記のとおり着荷しました。

平成 年 月 日

着荷確認者	着荷責任者

記載例

様式 1

青森県の2回目の補充要請

※
要請番号

2 - 02

※手原書の説明に従って記入してください。

抗インフルエンザウイルス薬 補充要請書

(青 森 都 道 府 (県)) → 厚生労働省

補充要請年月日	平成 21 年 ○ 月 × 日 (△)
補充要請する抗インフルエンザウイルス薬の種類 ※該当するものを○で囲む	<p>タミフル ・ リレンザ</p> <p>タミフルは 8,000 カプセルが 1 カートン リレンザは 1,540 プリスターが 1 カートン</p>
補充要請量 ※補充要請はカートン単位で 1カートン中 タミフルは 8,000 カプセル(800 人分) リレンザは 1,540 プリスター(77 人分)	<p>タミフル 20 カートン(16,000 人分)</p> <p>リレンザ カートン(人分)</p>
輸送先住所 (地図があれば添付すること)	〒 青森県青森市〇〇町1-1-1
補充要請担当者連絡先 ※担当者は複数名記載すること ※TEL には携帯電話も記載のこと	<p>所属: 青森県××部△△課 氏名: 青森 太郎、弘前 花子 TEL: XXX-XXXX-XXXX, aaa-aaaa-aaaa (青森太郎) FAX: xxx-xxxx-xxxx E-MAIL: abcdefg@aomori.pref.jp</p>
幹事卸荷受責任者 ※TEL には携帯電話も記載のこと	<p>社名: ●●薬品(株) 所属: 青森支店長 氏名: 五所川原 一郎 TEL: XXX-XXXX-XXXX, aaa-aaaa-aaaa FAX: xxx-xxxx-xxxx E-MAIL: xyz123@marumaruyakuhin.co.jp</p>

タミフルは 10 カプセルが 1 人分
リレンザは 20 プリスターが 1 人分

補充要請については上記のとおり決定する。 平成 年 月 日

	医用品・薬品班長	補充要請確認者	補充要請受付者

この欄は、厚生労働省で使用します。

健感発 0331 第 1 号

平成 23 年 3 月 31 日

各 (都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区) 衛生主管部 御中

厚生労働省結核感染症課



インフルエンザに係るサーベイランスについて

新型インフルエンザ(A/H1N1)対策については、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)については、平成 23 年 3 月 31 日をもって、感染症法第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、「新型インフルエンザ等感染症」でなくなった旨の厚生労働大臣による公表を行いました。

これに伴うインフルエンザに係るサーベイランス体制については、これまでの体制から変更はありませんが、今後の予定を含めて、下記の通りお知らせします。

なお、サーベイランスに関するものを含めて、これまでに厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局が発出した事務連絡を廃止することについては、「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る季節性インフルエンザ対策への移行について」(平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡)でご連絡した通りです。

記

1. 年間を通じて実施するサーベイランス
 - (1) インフルエンザサーベイランス (患者発生サーベイランス)【別添 1】
 - (2) ウイルスサーベイランス【別添 2】
 - (3) インフルエンザ重症サーベイランス【別添 3】

2. 期間を限定して実施するサーベイランス
 - (1) インフルエンザ様疾患発生報告 (学校サーベイランス)【別添 4】

インフルエンザサーベイランス
(患者発生サーベイランス)

1. 目的

インフルエンザ定点医療機関において、インフルエンザ様の受診者数を把握することにより、インフルエンザ全体の流行動向を把握する。

2. 実施方法

(1) 患者定点医療機関

インフルエンザと診断した患者について、一週間（月曜日から日曜日）ごとに、保健所に報告する。

(2) 保健所

① (1) により得られた患者情報を、毎週火曜日（休日の場合はその翌開庁日）までに、感染症サーベイランスシステム（NESID）に入力する。

② インフルエンザの発生状況等を把握し、市町村、患者定点医療機関、その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に、発生状況等について適宜情報を提供し、連携を図る。

(3) 都道府県等の本庁

保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(4) 地方感染症情報センター

当該都道府県等域内の全ての患者情報を収集、分析するとともに、その結果を週報として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供、公開する。

(5) 中央感染症情報センター

都道府県等の本庁が確認済みの患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、週報として作成し、都道府県等の本庁に送付する。

(6) 厚生労働省

インフルエンザ流行期においては、患者発生の状況及び動向について、予防等に関する必要な情報とともに国民へ周知する。

3. 実施時期

通年、実施する。

4. 報道発表

定期的な報道発表は、毎年9月から翌年3月までを目途として実施する。
なお、平成23年においては、4月末まで発表する予定。

5. その他

関連する法令及び通知等は、以下のとおり。

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第14条
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業について（平成11年3月19日健医発第458号厚生省保健医療局長通知）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

ウイルスサーベイランス

1. 目的

インフルエンザウイルスの型・亜型、抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、流行するウイルスの性状を把握する。

2. 実施方法

(1) 病原体定点医療機関

インフルエンザ患者定点医療機関として保健所に報告するインフルエンザ患者から検体を採取する。

(2) 保健所

(1) で採取された検体を入手し、地方衛生研究所に送付する。

(3) 地方衛生研究所

① インフルエンザウイルスの型・亜型についての確認検査は、病原体定点医療機関から送付された全ての検体で行う。検査の結果が判明次第、感染症サーベイランスシステム（NESID）の「病原体検出情報システム」に入力を行う。

② 薬剤耐性の確認検査については、検査体制に応じて、病原体定点医療機関において採取された検体から分離されたウイルスの一部で行い、検査の結果が判明次第、「病原体検出情報システム」に情報を追加する。解析株数と耐性株数を月毎に集計し、国立感染症研究所に報告を行う。

③ 分離されたウイルス株等は、必要に応じて、国立感染症研究所に送付する（薬剤耐性が疑われる株は全てを送付する）。

(4) 国立感染症研究所

送付されたウイルス株について抗原解析、遺伝子解析、薬剤感受性等の詳細な検査を行う。

(5) 地方感染症情報センター

当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報（検査情報を含む）を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供、公開する。

(6) 中央感染症情報センター

地方衛生研究所から報告された病原体情報及び(4)に基づき、国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに地方衛生研究所に送付するとともに、必要に応じて週報・月報等に掲載する。

(7) 厚生労働省

インフルエンザ流行期においては、ウイルスの性状について、患者発生の

状況及び動向とともに国民へ周知する。

3. 実施時期

通年、実施する。

4. その他

関連する通知は、以下のとおり。

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う
感染症発生動向調査事業について(平成11年3月19日健医発第458号厚生
省保健医療局長通知)

インフルエンザ重症サーベイランス

1. 目的

インフルエンザと診断された重症及び死亡患者の数及び臨床情報を捕捉することにより、インフルエンザによる重症者の発生動向や病原性の変化を把握する。

2. 実施方法

(1) 医療機関

入院医療機関において、医師が、インフルエンザ患者の急性脳症、人工呼吸器装着、集中治療室入室、死亡を確認した場合、保健所に連絡を行う。

(2) 保健所

(1) により連絡を受けた保健所は、患者の入院する医療機関等と連絡をとり、得られた患者の臨床情報を、毎週火曜日（休日の場合はその翌開庁日）までに、暫定感染症サーベイランスシステム（iNESID）に入力する。患者の臨床情報に変更があれば、随時入力を行う。

(3) 都道府県等の本庁

保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(4) 厚生労働省

都道府県等の本庁が確認済みの患者情報を速やかに集計し、全国情報を作成し、都道府県等の本庁に送付する。

3. 実施時期

通年、実施する。

4. 報道発表

定期的な報道発表は、毎年9月から翌年3月までを目途として実施する。
なお、平成23年においては、4月末まで発表する予定。

5. その他

平成23年9月以降は、基幹定点医療機関での把握による入院サーベイランスとして制度的に位置づけて実施する予定であり、移行までの間は当該実施内容で行う。

なお、入院サーベイランスについては、引き続き、暫定感染症サーベイランスシステム（iNESID）で入力を行い、平成24年4月からは、感染症サーベイランス（NESID）に一元化を行う予定。

インフルエンザ様疾患発生報告
(学校サーベイランス)

1. 目的

学校におけるインフルエンザの流行状況を把握し、インフルエンザの感染拡大を探知するため、インフルエンザ様症状の患者の発生による管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等の休校数等を把握する。

2. 実施方法

(1) 保健所

- ① 管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等と連携し、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業(学校閉鎖、学年閉鎖、休校)の状況及び欠席者数を把握する。
- ② ①で入手した情報を、一週間(日曜日から土曜日まで)ごとに集計し、翌週火曜日(休日の場合はその翌営業日)までに、都道府県等の本庁に報告する。

(2) 都道府県等の本庁

(1)により入手した情報を、感染症サーベイランスシステム(NESID)に速やかに入力し報告を行う。

(3) 厚生労働省

インフルエンザ流行期においては、学校における流行状況について、患者発生の状況及び動向とともに国民へ周知する。

3. 実施時期

期間を限定して実施するが、調査を開始、または終了する場合は、別途通知を行う。

なお、期間としては、概ね9月から4月末日までを目途とする。

4. 報道発表

定期的な報道発表は、毎年9月から翌年3月までを目途として実施する。
なお、平成23年においては、4月末まで発表する予定。

5. その他

関連する通知等は、以下のとおり。

- インフルエンザの防疫対策について(昭和48年9月20日衛情第102号厚生省公衆衛生局保健情報課長通知)
- インフルエンザ施設別発生状況に係る調査について(平成21年5月22日健感発第0522003号厚生労働省健康局結核感染症課長)